

「生駒市法令遵守推進条例の一部改正（案）」に対するパブリックコメントにおける意見及び市の考え方

No	意見の箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容等
1	第4条の2（不当要求行為の禁止）	○不当要求行為とは、具体的にどんなことでしょうか？具体的な説明をお願いします。	○「不当要求行為」とは条例第2条第7号に定義されており、違法又は不当な行為を要求したり、正当な職務の執行を阻害しようとする行為のことをいいます。具体的には次のような行為が例として挙げられます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う許認可等又は請負その他の契約に関し、特定の事業者又は個人のために不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えるよう要求する行為</li> <li>・職務上知り得た秘密を漏らすことを求める行為</li> <li>・粗野又は乱暴な言動等（大声で罵倒するなど）により、職員等の身体の安全に不安を抱かせたり、職員等に聞くに耐えない程度の不快感を与える行為</li> </ul>	○原案のとおりとします。
2	第11条（公益目的通報）	○内部通報制度については、市役所職場内で（上意下達ではなく）何でも話せる環境・条件・関係が大事と考えます。また、市職員さんの身分が保障されているこ	○公益目的通報制度（内部通報制度）については、現行の条例において、その通報先を市の内部ではなく、第三者機関である「生駒市法令遵守委員会」の委員とし	○原案のとおりとします。

No	意見の箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容等
		<p>とや労働条件が整備されていることも大事だと考えます。市職員さんの人権が守られないと、住民の人権は守れないと考えます。</p>	<p>ており、当該委員以外には通報者が知られない仕組みをとっています。また、公益目的通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない規定や通報者が特定されるおそれがある情報を公開してはならない規定（第12条）、通報対象事実が無いことが判明した場合において関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講ずる規定（第14条）があり、内部通報が正当な行為として職員が守られる仕組みとしています。</p>	